

第1回 人と動物との共生推進のための連携協議会 議事録

▽日 時

令和3年12月27日（月） 19:00～21:00

▽会 場

世田谷区役所 ブライトホール（第3庁舎3階）

▽出席者

柿沼委員、濱野委員、藤井委員、鈴木委員、田矢委員、金木委員、田島委員、山本委員、濱田委員、河野委員、澁田委員、有馬委員、望月委員、辻委員

▽事務局

世田谷保健所副所長、世田谷保健所生活保健課長
世田谷保健所生活保健課生活保健担当

▽次 第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 委員紹介
- 4 報告事項
人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた取組みについて
- 5 協議事項
(1) 人と動物との共生におけるこれまでの関わりについて
(2) 今後それぞれの立場で活動できる役割について
(3) その他
- 6 今後のスケジュール
- 7 閉会

▽資 料

1. 第1回人と動物との共生推進のための連携協議会 委員名簿
2. 人と動物との共生推進のための連携協議会設置要綱
3. 人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた取組みについて
4. 世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン（平成17年策定）
5. 今後のスケジュール
6. 第1回 人と動物との共生推進のための連携協議会の協議事項について

▽議事

○馬場副所長

皆さんこんばんは。

本日は、年末のお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それではお時間となりましたので、会議を開催させていただきます。

着座にて失礼いたします。

それでは、ただいまより、第1回世田谷区人と動物との共生推進のための連携協議会を開催させていただきます。

私は本日の全体の進行役を務めさせていただきます、世田谷保健所副所長の馬場と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

本日は、会場にお越しの委員の方、あとはオンラインでお二方がご参加というハイブリッドの方法で、会議を進めさせていただきますので、いろいろと不手際があるかもしれませんが、なるべく円滑な会議の進行ということで努めて参りますのでよろしく願いいたします。

議事に入る前に本日の資料の確認をさせていただきたいと思います。皆さん、資料をお手元にお持ちでいらっしゃいますでしょうか。よろしゅうございますか。

ざっと確認させていただきます。

まずは次第がございまして、次に資料1として委員名簿、資料2、本協議会の設置要綱、資料3、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた取り組みということで、これが①と②に分かれてございます。それから資料4、ちょっと厚めのものがございますが、平成17年に制定いたしました世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン、現行プランでございます。それから、資料5、A4横組みでございますが今後のスケジュールでございます。

それから本日、当日配布資料といたしまして、区内における飼い主とペットをめぐる困難事例でございます。こちらは恐縮でございますが、会場にお越しの委員の方々におきましては、会議終了後に回収をさせていただきますので、あらかじめご了承くださいと思います。

お手元の資料に不足ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

はい。ありがとうございます。

それでは開会にあたりまして、世田谷保健所の辻よりご挨拶申し上げます。

○辻所長

皆様こんばんは。世田谷保健所長の辻でございます。

本日は年末のお忙しい中、第1回世田谷区人と動物との共生推進のための連携協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また本協議会の委員をお引き受けいただき、心より御礼を申し上げます。

近年、少子高齢化や核家族化が進み、またここ2年近くにわたる新型コロナウイルス感染症の影響で、人との繋がりが持ちにくくなるなど生活環境が変化する中で、動物との絆や心の癒しを求め、ペットを飼う方が増えていると言われております。

世田谷区におきましても昨年度は、犬の新規登録件数が過去最高を記録しており、ペットの存在は、より大きなものとなっていることが伺えます。

その一方で、近年は、健康上の理由をはじめとした飼い主の様々な事情により、動物の飼育が困難となる事例が多く生じております。

いわゆる多頭飼育崩壊の状態も見受けられており、飼い主やペットだけでなく、近隣住民の生活環境をも脅かす状態となっております。

ご自分がより幸福に暮らすために飼い始めたペットが、飼い主自身の健康や近隣住民との関係に悪影響を及ぼさないように、不測の事態があっても、適切な対応で飼い主を支えられるように、地域全体で取り組んでいければと考えております。

そのため、このたび、区は、動物行政に深い知見をお持ちの学識経験者の方や関係者の方にご出席いただき、世田谷区人と動物との共生推進のための連携協議会を開催させていただくこととしました。

皆様それぞれのお立場からご意見をいただきまして、この協議会を通じ、皆様とともに、地域における人と動物の調和のとれた共生社会の実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

今回はオンライン参加の委員もいらっしゃる形ですが、委員の皆様にはぜひ忌憚ないご意見、ご助言をいただけますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。

皆様本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

○馬場副所長

ありがとうございました。

それでは次第3の委員紹介に進ませていただきます。

その前に、本日のオンライン会議におけるカメラですが、これは発言者の方を自動的に向くという機械を会場にご用意してございます。

ただ、マイクを使っていると、音声の方向というのがちょっと取りづらくて、今ウェブ参加の方々には、少し見づらい画面で恐縮でございますけれども、発言者の方に向くというようなカメラでございますので、ちょっとそこが機能しないこともままあると聞いておりますので、ご容赦いただければと思います。

それでは、次第の3の連携協議会設置要綱第3条に基づきまして就任いただきました委員の皆様、資料1の委員名簿順に私より紹介させていただきますので、一言ずつご挨拶をちょうだいしたいと存じます。

それでは柿沼美紀委員でございます。

○柿沼委員

日本獣医生命科学大学獣医学部比較発達心理学研究室の柿沼と申します。よろしくお願いいいたします。

○馬場副所長

ありがとうございました。続きまして、藤井聖久委員でございます。

○藤井委員

公益社団法人東京都獣医師会世田谷支部の支部長の藤井と申します。私は世田谷区の等々力で動物病院の院長も務めさせていただいております。よろしくお願いいいたします。

○馬場副所長

ありがとうございました。大変失礼しました。濱野佐代子委員、ウェブからよろしくお願いいいたします。

○濱野委員

本日はよろしくお願いいいたします。帝京科学大学生命環境学部の濱野と申します。資格としては獣医師、臨床心理士、公認心理師を持っておりまして、そのような立場から参加させていただきたいと存じます。よろしくお願いいいたします。

○馬場副所長

ありがとうございます。続きまして鈴木賢治委員です。

○鈴木委員

鈴木でございます。世田谷区町会総連合会の副会長をさせていただいております。世田谷区内の町会自治会等194町会、自治会が加盟している団体でございます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

○馬場副所長

ありがとうございます。続きまして、田矢麻弓委員でございます。

○田矢委員

世田谷区の活動、20年やっています。チームSLPという団体を20年間やって、主に飼い主のいない猫対策を地域内で実践している活動を続けています。

事前の内容から、その住民の方々から、昨今本当に高齢者の問題や、それから独居の方、ごみ屋敷等の問題、多頭飼育、こういったことが多発し始めていますので、今後皆さんで協力し合っ解決できたらと思っています。

よろしくお願いいいたします。

○馬場副所長

ありがとうございます。続きまして金木洋子委員、オンラインの参加でございます。よろしくお願いいいたします。

○金木委員

日本動物生命尊重の会の金木洋子と申します。

私どもは1993年に世田谷区で発足をいたしました。

現在、東京都動物愛護相談センターと、埼玉県の各保健所それから、埼玉県動物指導センターより、犬猫を引き取って、新しい飼い主さん探しをすることが主な活動表になっております。ちょっと今日、どうしても用事がありまして、このような形になってしまいました。申し訳ございません。よろしくお願いいいたします。

○馬場副所長

ありがとうございます。

続きまして、田島秀朗委員お願いいいたします。

○田島委員

東京都動物愛護相談センター、田島と申します。今日は皆様方と建設的な対話ができればと思っています。よろしくお願いいいたします。

○馬場副所長

ありがとうございます。続きまして区職員の委員のご紹介でございます。名簿の順番と若干異なりますけれども、私の方から紹介させていただきます。一言お願いいいたします。それでは、澁田部長お願いいいたします。

○澁田委員

皆様こんばんは。保健福祉政策部長の澁田でございます。私は保健福祉政策部に参りまして2

年目でございますが、職種は保健師、地域で訪問活動をさせていただいておりました。また、精神保健福祉士やケアマネジャーも持ってございまして、おうちを回らせていただいて、ペットを飼っていらっしゃる方にも携わって参りました。どうぞよろしくお願いいたします。

○馬場副所長

ありがとうございました。続きまして有馬次長お願いいたします。

○有馬委員

こんばんは。保健福祉政策部の次長の有馬と申します。よろしくお願いいたします。私は今回の人と動物との共生推進のため、区の中でも様々な部署が関わりますので、それらの取りまとめという形で、こちらに出席させていただいています。よろしくお願いいたします。

○馬場副所長

ありがとうございました。続きまして、望月課長お願いします。

○望月委員

皆様こんばんは。

介護予防地域支援課長の望月と申します。

私は、地域包括支援センター、あんしんすこやかセンターの運営支援ということと、あとは、認知症施策について担当している部署でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○馬場副所長

ありがとうございました。続きまして山本センター所長お願いします。

○山本委員

皆さんこんばんは。玉川総合支所の保健福祉センター所長の山本と申します。

総合支所の中に福祉に関する四つの課がありまして、そのセンター所長というようになっております。よろしくお願いいたします。

○馬場副所長

ありがとうございました。続きまして濱田課長お願いします。

○濱田委員

皆さんこんばんは。玉川総合支所保健福祉センターの保健福祉課長の濱田と申します。

私の課は、高齢者の介護保険や障害者の保健福祉サービスの相談提供等を担当する部署でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○馬場副所長

ありがとうございました。続きまして、河野課長お願いいたします。

○河野委員

皆様こんばんは。

砧総合支所の地域振興課長の河野と申します。

地域振興課には、計画相談という区民の皆様の相談を受ける部署と、地区のまちづくりセンターがありまして、こちらの方に地域の様々な困り事の相談が寄せられて参ります。本日はその事例等々、お話する役目と申して参りました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○馬場副所長

ありがとうございます。最後に辻委員でございます。

○辻委員

改めまして世田谷保健所長の辻でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど挨拶でも申し上げた通り、ペットをめぐる様々な問題が、今のところ多発している状況でございます。もうすでに皆様と連携して取り組んでいるところはあるのですが、今後さらにきちんと取り組めるようにしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○馬場副所長

ありがとうございました。ここで次の次第に進む前に、本日ウェブで参加をしていただいておりますお二方でございますが、今後、議事進んでいくときに、ご発言したいということがありましたら、お手を挙げていただきまして、こちらの方から示させていただくと、その時にマイクミュートを解除していただき、ご発言が終わりましたら、マイクミュートをまたしていただくということで、よろしくお願いいたします。

それではここで、本協議会の委員長選出をさせていただきたいと存じます。

委員長につきましては設置要綱第3条によりまして、動物行政に精通した学識経験者から選出すると定めてございます。

事務局といたしましては、動物政策、動物行政に精通しており、動物介在教育、療養が療養学会の理事長を5期お務めになっているほか、環境省の動物愛護週間中央行事でのご講演をはじめ、様々な方面でご活躍中の柿沼委員が適任と考えてございます。

皆様いかがでしょうか。（拍手）

ありがとうございます。それでは皆様のご承認いただいたということで柿沼委員には、委員長に就任していただきたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

それでは柿沼委員長より一言ご挨拶をちょうだいしたいと思います。

○柿沼委員長

どうもありがとうございます。それでは委員長という、なかなか大変な仕事になると思いますけれども、受けさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

今回、この世田谷区で行われる、この事業は非常に先駆的な内容であるということ伺っております。つまり東京都でもまだ他のところでは、皆さん、一部、区内とかの、その部分部分ではなされている事業を、ここでは、区全体として取り上げ、共同して作業していこうというふうな内容になっていると伺っておりますので、報告書もその後、作成されると伺っておりますけれども、多くの方の目に触れる内容になっていくと思っておりますので、ぜひ皆様方からたくさんのご意見をいただき、そして、行政の方で何ができるかということ、意見交換をしながら作り上げていく場としていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

私は、世田谷区の小中学校に通いまして、それから祖母がもうすぐここから3分ぐらいのところに住んでおりまして、祖母が他界するまでは毎年お正月はここで過ごしておりました。それからボロ市にも祖母に連れて行ってもらった思い出がありますし、そこら辺の公園なんかもよくお正月になると従妹と走り回っていて、このすぐ裏にも、そのおばが住んでいたりして、世田谷は非常に私にとってなじみの深いエリアになっております。

今住んではおりませんが、子どもの頃よくどこを覚えているかっていうと世田谷というのは一つの場所になっておりまして、そういう意味でも気持ちとしては非常に愛着がある場所であるので、ここで仕事をさせていただけるということ、とてもありがたく思っております。

ので、皆さんと一緒にいいものがつくれたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○馬場副所長

はい。柿沼委員長ありがとうございました。世田谷区に愛着を持っていただいているということで大変心強く思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、副委員長でございますが、設置要綱によりまして、世田谷保健所長をもって充てるということになってございますので、辻委員に副委員長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、次第の4へと進みたいと存じます。

ここからの議事進行につきましては、柿沼委員長をお願いしたいと存じます。

それでは委員長よろしくお願いいたします。

○柿沼委員長

それでは、次第に従って、報告事項について事務局よりご説明をいただきたいと思えます。佐藤様よろしくお願いいたします。

○佐藤課長

世田谷保健所生活保健課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。では座って説明させていただきます。

それでは次第4の報告事項について説明させていただきます。

まず事務局、私の方から、本協議会設立の目的の説明と、配付資料の内容の確認ということでご説明させていただきます。

本区におきましては、資料が飛んでしまっていて恐縮なのですが、資料4、世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プランが定められておりまして、こちらが平成17年の7月に施行しております。それに先立ちまして、中を見ていただきますと、条例というのが、19ページのところがございます。

平成16年の4月1日施行で、人と動物との調和のとれた共生に関する条例がございます。この条例及びプラン、こちら自然が残る住宅都市世田谷の特性を踏まえまして、区民行政間で動物との共生に関する理念を共有するとともに、世田谷がととも区民活動、地域活動が盛んなところでもございますので、区民の理解と協力のもとで、地域特性に配慮した取り組みを行い、人と動物との調和のとれた共生社会を推進する、健康で豊かな地域社会を実現することを目的に定められたものでございます。

続きまして、資料が前後して申し訳ございませんが、資料3-1と3-2をご覧くださいませうでしょうか。

1枚目の文章が書いてあるもの3-1、2枚目が横の図になっているもの、横向きの図3-2になります。

条例やプランの策定がそれぞれ先ほど申し上げましたように平成16年17年ということで、策定から15年経過しております。

先ほど保健所長からの挨拶でもございました通り、少子高齢化、核家族化の進展など、区民の生活を取り巻く社会構造が大きく変化中、ペットを取り巻く状況も変化しております。例えば飼い主の高齢化ですとか、身体状況の変化など、様々な理由による判断力の低下等から、ペットにまつわる近隣トラブルが、世田谷区においても近年増えているところでございます。

これらの問題の解決には、飼い主自身の生活再建も大変重要になってくると考えております。そのためには、資料3-2を見ていただきますと、こちらの横向きの表になるのですが、こちらですね、区役所など公的機関と地域の方々、それからボランティアの方々等が連携情報を共有する取り組みを進め、相互に連携してトラブルを早期発見、早期対応する仕組み、今は例えば警察からの通報ですとか、或いはご近所の方からの相談ということで、そこで、区役所の方が事態を認識して、そこで対応するという形になっておりますが、この本協議会におきまして、早期対応をする仕組みを協議して作り上げていくものでございます。

また、資料5になりますが、こちらにスケジュールがございます。

横向きの表を、資料5をご覧くださいませでしょうか。

こちら、今後のスケジュールということで書いてあるところでございます。左上に、第3四半期12月、第1回協議会ということで書いてございます。

こちらが今開かれている協議会ということになります。合計で5回程度予定をしてございます。

その中で、様々な審議事項を審議していただき、共生社会の実現に向けた体制整備ということで、話し合っていていただき、下の方、一つ下の欄になりますが共生推進プランということで、こちらが先ほど申し上げた、15年前に、策定されたプラン、こちらの見直し等も、連携協議会の意見ですとか、諮問を踏まえて、反映させていこうというものでございます。

こちらの最終的には5回、予定ですが、来年度3回開催しまして令和5年度に協議会5回目を開くということで考えております。第5回のところで、今後の方向性について協議していただければと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○柿沼委員長

ありがとうございました。

まずは、この協議会を設置し相談支援体制を構築するに至った経緯を、お話をいただくということでよろしく申し上げます。

○佐藤課長

こちらで、事例を申し上げさせていただきます。

あと先ほどちょっと私の方で言葉足らずだったのですが共生推進プラン、運用開始ということで申し上げました、令和5年度に現在進行しているプランをアップデートしていく形とご理解いただければと思います。

では事例の方に行きまして、よろしいでしょうか。

当日配布当日回収資料と書いてあるところになります。

こちら、代表的な事例ということになります。

なるべく個人情報ですとか特定されないような形ということで、書かせていただいておりますが、それでも実際の事例を基に作ったものでございますので当日回収ということでお願いできればと存じます。

よろしく願いいたします。

【事例を説明】

代表的な事例ということで、四つほど、私の方から説明させていただきました。世田谷区で

も、近年特にこのような事例が散見されることが多くなっており、今回関係各所が連携して対応するということができる体制ができるよう協議会を設置して、委員の皆様より意見を賜りたく存じております。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。まだお手本のない取り組みになるということで、本当に知恵を出して相談をしていかなければいけない状態なのだと思いますし、それぞれのお立場で本当に大変な思いをされて、こういった動物そして人のケアというのに取り組まれていると思います。

もう一つ、私は発達心理学専門でもあるので、子どもたちというのは近所の動物が大好きなんです。近所の動物をよく見えています。あそこのおばちゃん具合が悪いんだってって言ったときに、子どもがまず気にするのは猫はどうなっちゃうんだ、あそこのわんちゃんどうなるんだろう。

当該動物であり、当該のご家族だけではなくて子どもたちにとっては、やはりその安心して、動物のことを見て楽しめる、そういう環境づくりっていうのがとても大事なのではないかなと思っております。

どういうふうなこれからの5回の協議会で、良いものがつくれるかというのは、まだまだ課題たくさんあると思うんですけども、そのためにも、これまで皆様が取り組まれてきた事例等についてお話をいただければと思います。

大変恐縮なんですけれども時間の関係で、3分以内ということになって、事前にご相談というかご案内をさせていただいている、いるかと伺っておりますけれども、よろしく願いいたします。

まず最初に藤井委員の方からお願いできますでしょうか。

○藤井委員

私一介の動物病院長やらせていただいています。一次診療施設で、いわゆる町の動物病院なんで、そこまで崇高に高齢者の動物に対して、こういうことを取り組んでますということは、正直ないです。

ただ、ちょっと悲しいかな少子高齢化になって、少し前に、愛猫家の飼い主さんで、3頭4頭、健康管理のために、まめに動物病院に連れてきていた方がおられました。一度往診に伺う機会があったのですが、急に認知症が始まったのか会話の中でうまくコミュニケーションが取れていないのではないかと感じる場面がありました。その時は動物の治療を依頼されて伺ったところだったので、必要な処置だけして飼い主様の家を後にしましたが、動物以上に飼い主さんのことが心配になった経験を思い出しました。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。

それでは、鈴木委員、一言お願いいたします。

○鈴木委員

はい。私のところは経堂地区というところで小田急線の経堂駅の周辺の地域でございます、経堂、宮坂、桜丘という地域で、大体世帯数が2万8000世帯、住民が5万1000人ぐらいの地域ですが、特に、犬猫についての福祉的な部分を含めて問題点というのは直接的には聞いていない状況です。このところ猫にえさやりだとか、あとはいろいろ犬の排せつ物の件について

ては、聞くことがありましたけども、今のところ高齢者から、ペットについての問題は、直接耳に入ってはおりません。私の地域も最近見てみますと、保護犬を扱っている方が随分増えたというような認識持っています。散歩をしているのを見ていると、普通の犬種とは若干違うな、雑種が混ざっていると。

ああいうようなところの犬を散歩している方が結構目立ってきたということですね。

そういう意味では、これから殺処分にならないように、どうやって、野生化する前に、どういうふうに犬猫を保護していきながら、今この中にありました通り、次の飼い主さんに引き継ぎしていけるような、本当に地域のあり方といいますか、連携ができるような地域社会を作っていかなきゃいけないだろうと思いますし、特に福祉関係については見守りと言ったようなことがあったりしますので、そういう中からそういう事例が出たときに、どういうふうにこれを、行政に引き継ぎながら、また動物たちを預かってくれる組織というものをきちんとした形で区でも立ち上げていく必要があるのではないかなど。

現在この中にもそれぞれご専門の方がいらっしゃるようですけども、要は、普段から犬を飼っている者同士の交流というものが地域社会の中で成り立ってくると。

それぞれいろいろな事情で飼えなくなった、一時的に飼えなくなった或いはもう飼えないといったときに、どういうところでそういうものを受けとめていただけていいのか。

そういったものをきちんとした組織立ったものを、窓口をしっかりとした形で作り上げて、窓口がどういう形に引き継いでいくのかという、大きな視点で犬猫の面倒を見ていくような仕組みづくりというのを、これから考えていかなければいけない時代になってきたと思いました。

よろしく願いいたします。

○柿沼委員長

それでは、田矢委員お願いいたします。

○田矢委員

今年だけの、私の方で、係わった事例をお話をしたいと思うんですけども、まず、多頭飼育崩壊の現場まで行って、レスキューした動物が14匹、それから、高齢者が亡くなったりしたところで、頼まれて引き取ったのが、確か13匹。

その中には亡くなった方が半分います。

私の活動っていうのは、地元の中に入って、住民の方々と、その地域の中での問題を解決するように動くんですね。

なので、それこそそちらの地域の中で動いていく中でわかってくるものがどんどんどんどん出てきて、今の段階で、発覚していて解決し始めているところもあるんですが、終わってない、多頭飼育の方々っていうところが、各地域に大体1、2件あります。

高齢者であったりもします。

困ったことに、ボランティアを今までやっていて、73～4歳でボランティアをやめて、その時点で70匹家に入れた方とかもいます。

こういった事例があるので、まずは飼い主のいない猫対策の方で見つけたような場所を、なるべく早くに皆さんと共有しながら、要するに崩壊してから動くのではなく、先に先についていう形の活動ができれば、理想的だなと考えています。

今後いろいろと仕組みとかも作っていくことに期待していますので、よろしく願いいたします。

○柿沼委員長

はい、どうもありがとうございました。それでは田島委員、お願いいたします。

○田島委員

私、センターという立場で申し上げますと、先ほどご説明がございました事例も、センターも協力させていただいているところもございますが、やはりこういった飼い主さんは、単に迷惑の発生元ととらえるのではなくて、支援を必要としている方々なんだという視点で取り組んでいくことが重要なのかなと考えております。

あと一つ大きな課題としては、事例にもあったのですけれども、地方自治体、東京都ですとか世田谷区さんもそうなのだけれども、飼い主に対して、動物の所有権を強制的に、放棄させることは認められていないという部分がございますので、粘り強く飼い主さんに説得を通じて、所有権放棄の同意を取りつける必要があるというのが、一つの大きな関門といえますか、課題かなと感じているところでございます。以上です。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。それでは濱野委員、お願いいたします。

○濱野委員

私は人とペットの関係の研究者という立場から、何か、事例というよりは、調査からお話しさせていただきたいと思っております。

70歳以上の高齢の飼い主の方の1000人あまりのアンケート調査をした際に、自分に何かがあったときとか、けががあった時どういうふうに対処するかについての調査を行いましたところ、一番多かったのが、ペットの犬や猫を「家族や親族に依頼する」というのが6割ぐらいありました。そのようなことがほとんどでありました。次に自分に何かあったときどうするかについて高齢者の犬や猫を飼っている方に尋ねたところ、次に多かったのが「わからない、ない、考え中」でした。

ということは、高齢者の方たちは、自分が元気なうちは、もし自分に何かがあったときに自分のペットをどうするかということはあまり考えてない人もいます。

もしくは表明しないで、家族や親族が面倒を見てくれるだろうと思っているということがわかりました。したがって、高齢の飼い主が元気なうちに、何かそこにアプローチをかけるということが重要かと思われました。

また、事例ではないですが、ある動物保護団体の調査を行ったところ、犬や猫の保護依頼理由、どのようなことで、手放すかっていうのは、飼い主自身や親族が病気または、傷病のため飼育困難というのが3割くらいで多かったということです。このような研究からいえることは、やはり高齢者の方が亡くなったときにどうするかっていうのは、元気な時から準備しておく、あとは、この高齢者全員がペット飼育困難になったときに放棄に至るかとか問題が起こるかというのはかならずしも全員ではないっていうことがあるので、これも考えなきゃいけないのかなと思っております。

あともう一つですが、どのようなことでこのような困難事例に自分が貢献できるかと申し上げますと、やはり人とペットの関係を研究している立場からは、どうしてこのような問題が起こったのか、そういう問題の解明に、尽力できるのかなと考えております。以上です。よろしくお願ひします。

○柿沼委員長

はい。どうもありがとうございました。それでは金木委員、お願いいたします。

○金木委員

保健所とか、センターとか、各団体は、譲渡の年齢制限を定めております。

ですので、そんなに高齢者の方が、最終的に譲渡した犬猫を持て余すようなことにはなりにくい条件ではあります。

どちらかと言いますとそのペットショップで自由に誰でも買えるという環境が、そういったことを招いていると思っています。

ですので、ペットショップにもそういった指導をした場合に、例えばそれは全体的には無理かもしれませんが、世田谷区だけの中の狭い中から、行うことができるのではないのかなと思います。センターの場合は、譲渡報告書の提出が義務なのですが、とても良い事だと思います。ですので、できればペット産業ですとかペットショップにも、そういったことを義務づけるといったことが、少しは防ぐ要因になるのかなと思います。

大体お年寄りの方の多頭飼いの原因は、まず1匹から始まる例がほとんどなのです。犬でも猫でも、1匹2匹のうちに不妊手術をしなかったためにその延長で、何十匹の、今になってしまったというあたりですので、まず、大胆な対策が必要だと思います。例えばですね、世田谷区では、不妊去勢手術を無料にする、そういったようなことをしないと、生まれてしまった例が多いものですから、有効な対策をもっと考えていくべきなのかなと思っています。

後継者のことですが、これは実は不確実だと私は思っております。と言いますのは、その時には例えば息子とか、娘がいるからと当てにされていますが、5歳で譲渡した犬猫が、15年生きたとして、10年後には、15歳になってしまうと例えば、認知が入ったり、体調を崩したり、内臓疾患が出てきたりとかすることが多いんですよ。

そういったワンチャンネコちゃんも、10年前にそのつもりであったとしても、このような状態になった犬猫を後継者の方が本当に飼う気持ちになれるかといったところと最初はその気持ちだったかもしれないんですけども、10年後には状況が変わるとことも非常に考えられるので、後継者の条件は、私の団体では、取り入れておりません。

以上です。

○柿沼委員長

はい。どうもありがとうございます。

はい。今、それぞれの委員の方々から現場での様子等についてお話をいただきましたけれども、次に、区の方からでは高齢者の支援等をなさっている濱田委員の方から、一言をいただきますでしょうか。

○濱田委員

玉川の保健福祉課長の濱田でございます。

1とか2の事例は、高齢者の方がペットを飼えなくなった中で、周りから支援が入りやすい環境にあったと思いますが、4番の事例は、飼い主の方が、譲渡に応じたくないとか、初めは1匹から始まって、気がついたら何十匹というような環境になってしまったというような事例だと思います。私ども保健福祉課というのは高齢者の介護保険のサービスですとか、保健福祉のサービス提供を行う部署ですが、そういったサービスが入ってないご家庭だとなかなか支援に入りづらい。そのため、まさに多頭飼育崩壊してから、発覚するというような状況があり、近隣からの苦情ですとか、そういったところから、明らかになっていったような事例だと思います。

早期発見という課題があると思いますが、我々の保健福祉課という部署でも高齢者のすべてを把握しているわけではないので、そのあたりの仕組みや、購入したときに、不妊治療を施すと

か、何らか手だてがあると良いと思います。我々としては、こういう状態になったとしても、飼い主である高齢者ですとか障害者の方の生活再建ですとか、そういったところのアプローチというようなことで、飼い主の側に寄り添うといった形で、適正な飼育環境ですとか、生活環境をフォローしていくというような立場で関わっています。

○馬場副所長

ありがとうございました。

すいませんごめんなさい。全体進行の副所長でございます。

金木委員、今の説明はお耳に届いてますでしょうか。いかがでしょうか。

会場の方の音声を、今の私の声ぐらいですと、いかが聞こえますでしょうか。

○金木委員

声の大きさではない。ちょっと頑張ってみます。はい。

はい。申し訳ございません。はい。お願いいたします。

○柿沼委員長

はい。濱田委員どうもありがとうございました。次に、区民相談等を頻繁に受けていらっしゃる河野委員の方からお願いいたします。

○河野委員

砧総合支所地域振興課長の河野でございます。

地域振興課には、地域の困りごととしてペットのにおいや鳴き声等の苦情相談もございまして、関係各課と連携して近隣住民への配慮などの啓発を行っております。

その要因の一つとして高齢者や障害のある方の多頭飼育崩壊がございまして。

砧地域での最近の事例では近隣住民の方より、猫を多頭飼育しているお宅があり、近隣に悪臭が漂っている、そういった苦情がございました。

調査の段階ですでに保健所等関連各課にも同様の相談が入っていることが判明したことから、保健所を中心に東京都の動物愛護相談センター、当事者の安否も心配されたことから、成城警察、あと健康づくり課とも連携しまして、合同で現地調査を実施し、当事者の方にお会いできて注意喚起を行う、こういう状況であります。

これは現時点でまだ問題の解決には至っておらず、近隣からの再度の苦情になっておりますが、合同で現地調査を行ったことについては一定の理解と感謝の意を示していただいております。

この事例もですね、実はその猫の多頭飼育だけではなくて、そのお宅にはですね、ごみの収集ですとか、庭にごみの放置といったこともございまして、住宅の方も管理不全というような状態になっております。

近隣の方からも孤立するなど、飼い主の方の精神的なケアが大切であると思われ、福祉的なアプローチが非常に重要であるというふうに感じております。

以上です。

○柿沼委員長

はい、どうもありがとうございました。

今までいただいた意見では、やはり情報共有の大切さであるとかそれから、飼い主の方に寄り添った支援が必要である、そして、動物のために何ができるかというようなことのご意見が出てきたと思います。

これからは、それぞれの皆様の立場で、どんなことができるかまだこれから協議会は1回目の

スタートアップ、キックオフでございますので、今後の4回で何ができるか1年半かけて何ができるかということで、思われたことは他の方の意見を聞いて思われたこと等も含めて、お話をいただければと思います。そして、事例に関しても1と2に関しては、その世田谷区に限らずということやはり、そのペットが健全に、そして飼い主さんが、安心して生活できるそしてもう1個ここにあって加えるとすれば私としては子どもたちが安心して近所の動物と仲良くできる、そういう環境を。

子どもたちに地図を書かせると、結構あそこには田中さんがいたではなくて、あそこには白い犬がいたとか、あその門に行くとか何とかという名前のわんちゃんがいて、前は時々給食のパンを上げてみたいだね、そういうエピソードがいっぱい出てくるので、子どもにとっては、その健やかに育っている、飼われているペットというのはとても大事な道しるべになる地図の上の大事な存在になってるんですね。

だからそういった意味でも、その正しく、正しくと言っちゃいけない、健全に飼われているペットというのは、子どもたちの心の育成にもとても大事だと思っておりますので、その地域全体を見守る形としての、ペットと人の関係というのを考えていくことができると思いますので、また、こちらから、藤井委員にお願いになりますけれども、気になられたこととか、よろしいですか。

今までの、皆様方々のお話を伺い、また、先生がこれから、いわゆる地域の獣医師としてもしくは獣医師会として、どんなことが、貢献ができると思われたか、思っただけで構いませんので、別にそれを必ず実行というわけではありませんので、ご意見いただければと思います。

○藤井委員

先ほどご意見あったこの不妊手術の無料というものについて、僕らは無料で働くわけにはいかないと。しかし、猫の不妊去勢手術に対しての補助は今現在でもいただいています。どのぐらいまでなら譲歩できるものなのか検討する余地はあると思います。

あとはそうですね、こういう問題、高齢者や障害のある方の多頭飼育崩壊って、私の意見からすると人間への医療的な、または福祉的サービスの提供が必要なのかなと思います。背景の1つは、おそらく高齢化に伴って、ヒトの方のケアの問題なので、臨床獣医師として直接関与することは難しいと感じました。しかし、世田谷区獣医師会会員は全て小動物臨床の獣医師です。小動物臨床はいわゆるペットを飼い主が動物病院に連れてきて診療が成り立つものです。そこで獣医師と飼い主やその家族とのコネクションは多少構築できているものです。家庭環境、家族構成であったり、いろいろなところは見えているところで、高齢のご夫婦2人で若いペットを飼っているなという家もありますので、そういうところの情報を提供する窓口みたいなものを、獣医師会と区との中で作っていくというのは、今、世田谷区で推進しようとしている流れにご協力できるアイデアなのかなと思いました。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。それでは鈴木委員、よろしくお願いたします。

○鈴木委員

幸い私の方では、そういったことは聞いておりませんが、さっき河野課長が言われた通り、これは福祉的な課題というのが非常に大きいだろうと思うんですね。

通常健全な家庭であれば、健全に飼育していくということで問題ないのかもしれませんが、ここに書いてある通り、いろいろと福祉的課題が多く関わっている中で、こういうケースが非常に多いと思うんですね。

先ほどお話しましたが、福祉的な部分でどういうふうに、把握していくのか、事態が起きてからでは、なかなか大変だと思いますよね。

経堂地区では、あんしんすこやかセンター、まちづくりセンター、社会福祉協議会の地区事務局との3者連携の中でいろいろな福祉的な課題の中で、ケアマネジャー等々を通じながら、いろんな情報を一つのまとめていく中で、動物に対する状況等をきちんと把握できるシステムにしていけないといけないと思います。またそういった部分も意識の中に組み込んでいけるようなケアサービスとといいますか、そのようなことも考えながら、みんなで考えていける、それで共生社会という社会ですから、いろいろな方がそれぞれ気持ちよく動物と関わっていくために、繋がりを大切にして、いろいろなものの解決の糸口ができてくるのだらうと思います。むしろ、飼っている方も問題あるのでしょうか、動物はかわいそうですよ、一番かわいそうなのは動物だと思います。その動物たちをどういうふうに、健全に飼育していくかと、何かあったときに、うまくつなげていける、システム作り、さっき申し上げましたが、ここにも日本動物生命尊重の会や東京都動物愛護相談センターの方がいらっしゃるの、そういう方と地域とがそういう情報共有と連携をしながら、具体的に対応できるシステムを考えていかなきゃいけませんし、住民たちもそこに、一体感を持ちながら、繋がっていける情報を大きく広げていくとか、底辺を広げていくことによって、救われる部分も多いんじゃないかと思っています。やはり福祉の部分で、かなりのところを、把握していく必要があるのだらうと思っています。以上です。はい。どうもありがとうございました。

○柿沼委員長

では田矢委員、お願いいたします。

○田矢委員

すいません。念を押すような話になってしまうんですが、事例の中の、この題名のところは区内における飼い主とペットをめぐる困難事例になっているんですが、この事例2以外はすべて飼い主のいない猫が増えているんですね。

1の方もそうですし、事例3事例4の方もそうなんですが、外にいた猫を入れたことが原因です。で、この多頭飼育崩壊だけでなく、私が今年高齢者の方から引き取った猫ちゃんたちも、もともと外で生まれた猫を入れた、というような猫が原因です。で、この事例2の方だけがペットショップから購入、後の方は皆、飼い主のいない猫が増加したものを入れているんですね。だから、簡単に言ってしまうと、ボランティアの審査もへったくれもないと。

外にいたものを入れているわけですから。

去年末にがんになった方から2匹、74歳でしたが、この方は、誰からももらえなかったと、まずボランティア。要するにその高齢ですからね。でも子猫はどうしても飼いたいと言ったら、大田区の方が、うちは高齢でもあげるよって持ってきた。

私が引き取る時には、私に引き取らせないで、その大田区の方に、元の保護主の方にご相談したらいかがですかと、返したところ、覚えていない。

私が譲渡する際は、金木さんもそうだと思いますが、しっかりと譲渡誓約をした上で、飼えなくなった時には必ず相談してくれというふうに、連絡の追々連絡をしたりして、つなぎとめてやっていきますので、世田谷区の方であれば、行っている獣医さんとも連携を取ったりしながら、見ていくんですけども、そういったボランティアからももらった人が2匹、高齢者の方から、あとは全部飼い主のいない猫です。

松原の方では認知症のお婆ちゃんが家の中で、猫を出入り自由にして、相談を受けてそこから

も8匹保護しました。

手術は、地元の住民の有志の方々が一生懸命つかまえて動物病院に連れて行って、手術を前倒しで終わらせて、そういった形で展開する中でやはり、何度も言いますように飼い主のいない猫への対策をもっともっと充実させれば、こういった事例を防ぐことがだんだんできていくと思います。

それから、さっき鈴木さんもおっしゃいましたけれども、地域での情報共有、それから、福祉との繋がりながら、と、コロナ禍でね、この2年、そういったその相談会であるとか、みんなが集まって、この活動を解決するための会っていうのができなかったんですが、もう一度見直してやりようがいろいろあると思うので、そういった壁を越えた上で、解決へ導くようなシステム作りをしていきたいなと思っていますし、その中で、さっき認知症のお婆ちゃんのお話があったと思うんですが、福祉の分野で、ボランティアの連携、特にこの事例4の方は、一番上の3人兄弟、一番上のお姉様がちょっと精神的な病を抱えているということで、お話ができないんで、結局、私もその現場に行ったんですけど、もうとおせんぼして、1匹たりとも持って帰らないで、みたいにもものすごいヒステリックを起こして、大変で、結局警察を呼んでもらったりっていう対応があったので、警察であるとか、区の職員さんと、それから福祉の方々としてしっかりと連携をした上で、解決策をケースによって導いていくってというような形を期待したいなと思っています。

○柿沼委員長

はい、どうもありがとうございます。

それでは田島委員、お願いいたします。

○田島委員

東京都としましては、このたび改定をいたしました東京都動物愛護管理推進計画、いわゆるハルプランの中でも地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制の整備ですとか、今話題になっております多頭飼育に起因する問題への対応に係る連携についても、重点施策として盛り込んでいるところでございます。

先ほど他の委員の方からも、ご指摘がございましたペットショップ等については、ご案内の通り動物愛護管理法において業者がお客様に対して説明をしなきゃいけない事項が決まっているんですけども、東京都におきましてはその他に10個ほど事項を設けて、金木委員からも、お話ございましたが、要するに、今では10年15年生きる動物を長いスパンで、将来的な視野を持って終生ちゃんと飼うことができますか、ご自身の経済状況から見て、適正に飼える頭数は何頭までですか、要するに経済的な負担も考えて、不妊去勢を必ずしてくださいねというお願い事を書いた啓発のチラシ等も配っていただくように、お願いをしているところでございます。合わせまして、センターから都民の方に譲渡する場合には、センターで不妊去勢をした後にお渡しするという形をとっております、皆様ご指摘の通り、増えてしまうということと、民間の団体の実態調査等によりますと、犬についてはほぼほぼ5割、特に都内は約65%がペットショップから買われる方、センターでは、もうここしばらく子犬の引取りがないぐらい、犬については適正飼養が推進されているところなんですけれども、田矢委員からもご指摘がございました通り、やはり猫については、いわゆる、飼い主のいない猫を飼い始める方が民間の全国調査でも4割近くにもなっていますので、そこのチャンネルをどのようにしてコントロールしていくかが大きな課題になってくると感じているところでございます。以上です。

○柿沼委員長

はい、どうもありがとうございました。それでは、濱野委員、よろしく願いいたします。

○濱野委員

はい。よろしく願いします。私は事例というよりは、先ほども申し上げたのですが、人とペットの関係を研究している立場から、その人にとってペットはどのような存在なのかと、どのようなことを大切にしているのかというようなことが困難であるかということの解明に尽力したいと思っております。

また、そのような、心理学的な立場からも、やはりその人がなぜ、例えば、手放さない理由があるとかそのような事例で起こりましたときに、こういう解明とか、これまでの研究の成果の、このようなことがあったかというような、情報等をお伝えできればと思います。

多くは、高齢者の方がペットを飼うというのは、多くの先行研究では、健康によいとされていて、そういう統計結果はあるんですけど、その中で、一部問題が起こっているところなので、その全体の中でどうしてこのような問題が起こるかということに対して、人とペットの関係の心理学的な研究から何か情報をお伝えできるかと思っておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

○柿沼委員長

はい。ありがとうございました。それでは金木委員、よろしく願いいたします。

○金木委員

アニマルホーダーについては、外国では対策をされています。

日本では個人の問題として放置されているままですが、これは人間の医療の範囲だと思っています。

幾ら動物ボランティアが気長く、きちっとこうするということになりましても、それからの行政の方で入っていただくって言っても、その根本が違うと思っています。性質がもう、なので、ここをそういった本当に人間の医師の方々にも協力をしてもらい必要があるのではないかと思います。

できれば、同じプロジェクトで解決していきたいとも思っています。

それからですね、高齢者の方に、またその人間の医師の方も、認知症予防のために、認知症が始まった方などにも、動物を飼うことが一つの解決法にもなるといった、ニュアンスで、動物の飼育を勧められるということなんですね、勧められたので、欲しいんですけどっていうお申し込みがあったりするんですが、当たってるんでしょうけれども、動物に当てはめられても、後々のことがやはり問題になるので、このあたりも人間の医師の方々と連携して、考え方をシェアする必要がある時代になってきたのかと思います。

こういう答えでよろしいでしょうか。

○柿沼委員長

はい。大丈夫です。貴重なご意見どうもありがとうございました。

それでは、区の方からは、以前は動物行政にも携わられていたという、山本委員の方からお話をいただけますでしょうか。

○山本委員

はい。先ほど福祉との連携っていうようなお話もあったかと思いますが、我々も当然今後その福祉サービスを受けるといって、そういう段階で必ずその生活の実態みたいなものを確認しますので、そういった中から、ちょっと危険だなというものにアプローチします。そういった場合

の信号をキャッチしてアプローチしていくことあるのかなという気がします。ただ福祉サービスを受けるといって、生活自体がもうかなり悪化しているのも、もしかするともうすでに福祉サービスを受けているというケースもあるのかなという気はしています。

それでどういう対応があるのか考えていまして、この共生推進プランの中で、災害時対応ということが出てくるかと思いますが、玉川と砧地域は多摩川の氾濫という大きな課題を抱えている所管でもあり、災害対応には、課題があるのですが災害対応というアプローチをきっかけにして、ペットの問題というふうに話を持って行って、ちょっとその伝手で把握していくってこともあるのかなという思いはあります。

なので、やはりなるべく早く見つけて早期対応していくってことを関係機関が連携しながらやってく必要があるというのが1点。

あともう1点は、事例にあるように、意外とこの当事者たちは、引きこもりの人と同じような形で、当事者に問題意識がない、逆に周りの人が一番心配している、困っているというケースが多くて先ほど田矢委員の方から、アプローチが厳しい難しい人もいるという場合、我々福祉の方も、保健所と同じ視点で話をしても、拒否になってしまう部分があると思うので、いろいろな立場の人がいろいろな立場からアプローチをしていくと、どこに引っかかるのか、そこは人によって異なるので、何かに引っかかったところで掴んでいくっていう、いろいろな関係機関が連携していくところと、あとはバトンタッチしていく、あるところまで来たら、次のところにバトンタッチをしていくっていう、そういうアプローチをしていくということが大切で、今日はせっかくいろいろな関係者の方が来られていますので、連携してどういうチームを作っていくかということ、今後考えていく必要があるのかなというふうに、ちょっと思いました。

私からは以上です。

○柿沼委員長

はい、どうもありがとうございました。

他にいかがでしょうか、澁田委員、有馬委員。

はい。

○澁田委員

保健福祉政策部長の澁田でございます。

私も今まで支所におりましたときには、高齢者の方が入院されている時に、ペットの世話を、ケアマネさんとか、ケースワーカーさんが、本来業務に加えてペットの水とえさやりをしたとかはよく聞いておりましたし、また介護保険のヘルパーさんは、ペットの飼育っていうのは、業務でできないということになっております。私が訪問したときにも、障害者の方で車椅子の方が、猫を飼っているんですけど、そのトイレも変えられないっていうので、訪問するとすぐにおいが充満し、サービスが入っていてもなかなか世話ができないという現場をずっと見て参りました。

なので、気がついている関係機関、またご近所の方というのはたくさんいらっしゃると思います。その方が自分の役割だけではなく、役割を超えたところでも、一緒に、伴走型で、できる役割があれば、ペットと一緒に暮らせる事例がたくさんありました。多頭飼育までいきますと、かなり拒否されて、関わりはもう全然持てない、もともとのやはり飼い主の方のご病気に対応し、優先しない限りそのペットの問題にまで至らないというようなケースも間々ありますので、医療的な介入ですとか、その本人との関係づくりなど専門的にやっていかないと、伴走

型でやっているのは、いつまでも解決できないというようなこともあるのかなと思います。

○柿沼委員長

ありがとうございました。

有馬委員、もしよろしければ一言。

○有馬委員

保健福祉政策部の次長の有馬です。私自身は直接課題には触れたことがないので、ちょっと今までのご議論を踏まえてちょっと意見を言わせていただきます。

動物との調和に向けて多分様々な課題があってすごく大変だというのは認識しました。この会議体はそういった意味では数も限られているので、そういったとても難しい課題解決に向けて議論する場だというふうには思います。

ただもしこのプランを作成するにあたって、そのプランを初めて見た人が、今みたいな話ばかりだと、ちょっと動物との共生というのをすごく悲観的にとらえてしまうのではないかなというのが心配です。

そういった意味で条例には愛護精神の普及というものがあり、また委員長からもお話がありましたけど、子どもの豊かな情操の育成というものがあるので、プランの作成にあたっては、やはりそこが触れられていて、その上で、ペット動物とかを飼うにあたっては、こういうようなやっぱり覚悟であったり課題があったり、そういうのがあるよというような普及があり、そしてそれに伴う課題については、これから議論の中で、こうやって解決していこうというようなものがないと、何か今の話だけを聞いた、例えば子どもたちがいれば、ペット飼うのは大変なんだなみたいにとらえてしまうので、そこはプラン作成時には、念頭に置いて作成していく必要があるかなというふうに思いました。以上です。

○柿沼委員長

次、望月委員、お願いいたします。

○望月委員

私の部署はあんしんすこやかセンターの運営支援ということで、あんしんすこやかセンターから当課に、具体的にペット（多頭飼育等）のことでの相談があったことはないですけれども、支所の保健福祉課と連携して対応しているケースはいくつかあると思います。

いずれにしても、委員さんのご発言を伺いまして思うところが、やはりいろんな状況に置かれていらっしゃる方に、いろんな機関がそれぞれの環境、状況に応じて適切に対応していくために、情報の連携、共有というのがとても大事だというふうに感じておりますので、今後も、そういったところで、あんしんすこやかセンターの方にも情報提供をする機会があったらしていきたいと思っております。以上です。

○柿沼委員長

ありがとうございました。辻委員も一言お願いできますでしょうか。

○辻委員

はい、ありがとうございます。今までいろいろお話を伺っていて思ったのは、私たち(保健所)は動物に関しては、実は対物サービスという立場で、人の健康に関係する環境という形で関わっているんですけれども、例えば人の健康についての対策を立てるときに、まずその安心できるベースラインをきちんとこう作ってから、その上にプラス健康づくりとなるのですが、今のお話を聞いていますと(考え方が)全く同じだなと思っておりまして、その動物を飼うにあたって、いろいろ困難なことですか、そういうことを解決して、プラスその動物の共生という

ことで、プラス面を、例えばさつき委員長ですとか有馬次長がお話されたように、こと、子どもたちの情操教育ですとか、あと高齢者の健康にプラスになるように、最終目標はそこかなと。

最終目標は人が生活をするために動物が、その心身の健康にいい形に持っていけるように、まずは一番初めはそのベースラインを均す、いろいろな困難なことを、いろいろな方と解決していく場にこれ(この会議)がなるといいなと思っております。

で、皆さんがおっしゃったように、やっぱり様々な立場の方が入っていること、あと、様々な考えで、動物の面からそれから、人の面から支援する方もいらっしゃる。

それから福祉の面からあと医療の面から支援する方もいらっしゃるということが、すごく大事ななと思っております。

その根拠となるような研究のいろいろなエビデンスもいただけたら非常に力になりますし、あと、すごく私はいいい視点だなというふうに、うれしいなと思ったのが、医師がやっぱり必要だということちょっとこの中で欠けていたので、委員としてかどうかわかりませんが必要に応じて、医師会の先生ですとかそういう方々にもぜひ意見を聞いてみたいというふうに思いました。

で、今本当にいろいろな立場からいろいろな意見をいただきまして、非常に今後期待できる会になるなど、ちょっとうれしくなったんですけども、(これらの対応は)なかなか困難なことだとは思いますが、やはりその飼い主さんの考えというのがすごく大事なので、どのように支えていくかというのは、今後考えなきゃいけないんですけども、皆さんとともに、今後、5回になりますけども考えていけたらというふうに思いました。どうもありがとうございます。

○柿沼委員長

はい。ありがとうございました。

はい。私の方からも簡単にちょっとコメントさせていただきたいと思うんですけども、個人的な話になりますが昔私は、学習障害とか発達障害っていう概念がまだ日本にほとんどないときに、こう入ってきたときに、ものすごく先は長いように思えたんですね。この後、目の前にいる学習障害の子どもたちどうやったら助けられるんだろうと、ほとんどどこにもつなげないっていう状態があったんですけども、それが、20年たって、随分変わり、世の中では当たり前のように、その学習障害の子どもたちの居場所があり勉強方法があるということを経験してきています。

それから、そのあとには、被虐待の子どもたちのケースというのも事例があってもなかなか、どこに通報していいかわからない、通報してもどうなるかわからないっていう、その先がない時代っていうのをやはり経験してきて、それも、でも、そのいろんな人が頑張っているいろんな思いをぶつけていくうちにようやく、今でもスムーズかって言われるとわからないですけども以前に比べれば、虐待をされている子どもがいたら通報するのが当たり前になってきてはいると思うんですね。

で、その動物のその多頭飼育崩壊であったり動物虐待なんかもそうですけれども、それも必ずこういうものの積み重ねが次に繋がるというふうに感じていますし、世の中の仕組みというのは、気が付いて、みんなで情報交換し、システムができてくると、それが当たり前になってきて、そんな時代あったよねって、2021年はまだこんなことやってたけどって、そういうふうにいえる時代が必ず来るんだなっていう感じはしています。

で、今回の皆さんのお話を聞いていて思ったのは、まずはその多頭飼育に至らないコミュニテ

イーづくりみたいなところからその動物の扱いについても、それからアニマルホーダーというお話が先ほど出てきましたけれども医師の関わりであるとか福祉の関わりとかがあっていうので、そういう多頭飼育事例あたりをきちんと目指していけば、おのずとシステムはついてくるので、その多頭飼育とは別でも、事例1とか2のように自分では、ケアができなくなってしまう方とか、あとは、一方でコロナの関係でも、入院しないという患者さんが結構いたというふうに聞いていますので、そのシステムが出てくる、それはそのさっきの玉川の災害じゃないですけども、最悪のことを想定してシステムを作っておけば、形、軽いものってのは必ずそこに引っかかってくると思うんですね、そういう道を使えるようになってくると思いますので、健全な状態を作って健康なときから取り組んでいくっていう形で、何かこう組みできればいいなというのとやはり、複数の窓口があるっていうのが大事だっていうのは私は虐待の取り組みをしてる時に教わったことがありますし、学習障害の子どもたち見てる時にも、この先生と話した時には駄目だけどこっちの人と話した時にはうまくいったとか、だから複数の窓口があって、初めてこういうんなものって、よくなっていくと思いますので、そういうことも含めて、健康な健全な環境づくり、そしてその先には非常に温かい心地のよい環境が待ってるっていうことを願って、システム作りこの5回これから5回、あと4回ですかね、4回の協議会しかありませんけれどもそこで皆さんの、ご意見をいただきながら、それをキーワードにして、政策を作っていたきたい、案を作っていたければと思っております。他に何か最後に一言だけ言っときたいとかっていう方は、いらっしゃいませんか。濱野先生や金木さんも含めて、今日ご参加いただいた方々まだちょっとだけ時間がありますので、せっかくですから最後に一言みたいな方は、よろしいでしょうか。

よろしいですか。

はい。では、今回はキックオフということなので、顔合わせそしてお互いにどんな経験をされているかということの情報共有ということで、次回以降については事務局の方から少しお話を説明お願いいたします。

○馬場副所長

はい。本日はありがとうございました。

それではですね事務局より、次回以降ですね、日程につきましてご案内をさせていただきます。お手元の資料の5をご覧ください。

資料5、A4の横長のものがございますけれども、これは一番上の段に人と動物との共生連携協議会という欄が設けてございまして、本日第1回目となっております。その右に行きますと、令和4年度の6月ぐらいにですね、次回の開催を予定しております。

4月以降になりましたら日程につきましてご案内をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

日程につきましては以上でございます。

委員長、他に何かございますでしょうか。

○柿沼委員長

はい。日程の方で第2四半期のところで区民ワークショップの方を予定されていますよね。それは次の第2回協議会で皆さんにご意見等をいただいた上で、何かを作っていくというふうを考えているようなので、委員の皆さん何か面白そうなアイデアとか、こんな人の話を聞いてみたいとか、こういうことやってみたい、こういうシミュレーションみたいなものがありましたらぜひ、アイデアを寄せていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

後のお2人にも何かありましたら、ワークショップのアイデア等ありましたらよろしく願
いいたします。

はい。私の方からは以上になります。

○馬場副所長

はい。

ありがとうございました。

それでは少し時間を予定していた時間より早いのでございますが、皆様からご意見ちょうだい
いたしましたので、本日はこれにて終了とさせていただきたいと思えます。

本日は円滑な協議会の運営に委員の皆様、ご協力をいただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第1回世田谷区人と動物との共生推進のための連携協議会を閉会させてい
ただきます。

本日の議事録でございますけれども、後日ですね、皆様方に見ていただきましてご発言内容が
正しいかどうかということ、機会を設けたいと思えますので、よろしく願います。

事例につきましては机上に残しておいていただければと思えますのでよろしく願います。

それでは本日はどうもありがとうございました。お気をつけてお帰りいただければと思いま
す。ありがとうございました。